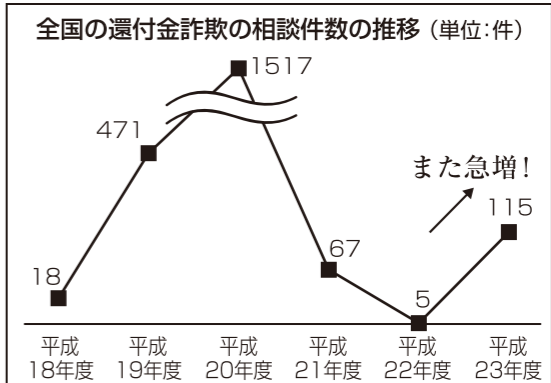


市消費生活センター

問い合わせ 市消費生活センター ☎032326 地域振興課 ☎2131

大竹市で還付金詐欺が連続発生

市内で12月と2月、還付金詐欺が2件連続して発生し、約225万円の被害が出ました。これは、市役所などの職員を名乗り、医療費や社会保険料などの還付金手続きであると偽って、指定した連絡先に電話をさせようとしていたり、ATMへ誘導して送金させたりしたものです。



全国的にはこのような事案は、平成19年度から増加して、平成20年度には多数発生したものの、平成21年度以降は激減していました。ところが平成23年度に入り、還付金詐欺と思われる相談が再び増加傾向を示しています。その手口は、市役所名を名乗って、「過払いの医療費や社会保険料を還付する」と言い、比較的短期間に、その地域の住民に対して集中的に電話をしていると思われるものです。

主な特徴と問題点

冷静に考える余裕を与えない
還付金などの手続き期限を「今日中」、「1時間以内」などと言って、冷静に考える余裕を与えないケースがみられます。

金融機関以外のATMコーナーへ誘導

最近金融機関では、ATMコーナーで携帯電話を使いながら操作している高齢者などに声かけを行う、あるいはATMコーナー周辺では携帯電話を通過禁止にするなど、振り込め詐欺撲滅対策が進んでいます。このため、スーパーやコンビニエンスストアなど、ATMの操作が周囲から見逃されがちな場所へ誘導しているケースがあります。



アドバイス

市役所職員がATM操作を行うよう連絡することは絶対ない

市役所職員が還付金の受け取りのために、ATMでの操作手続きを行うよう連絡することは、絶対ありません。電話で還付手続きをせかされたり、ATMへ携帯電話を持っていくよう誘導されたりした場合は、怪しいと思ってください。

不審に感じたら、すぐに警察署や消費生活センターへ連絡を

還付金などについて不審な電話があった場合、警察署や消費生活センターに相談してください。

司法書士無料相談会

相談日 毎月第4火曜日
(今月は4月24日)
13時～16時

※ 相談希望の方は、事前に地域振興課へ電話で予約してください。また、市消費生活相談員が同席しますので、ご了承ください。

消費者シリーズ

No.153

断ったのに置いていかれた配置薬

問い合わせ 地域振興課 ☎2131

【相談事例】

突然訪問して来た男性が、「薬屋です」と言って薬箱を玄関に置いていたので、「病院にかかっていて薬をもらっているのではないかと断った。しかしその販売員は、薬箱を置いたまま、走るように立ち去ってしまった。返却したいがどうしたらよいか。業者の名前や連絡先は薬箱に印字されているが、契約書などの書類はない。(80歳代 女性)

【アドバイス】

配置薬の訪問販売に関する相談が後を絶ちません。断っているのにしつこく勧誘したり、泣き落としをしたりして契約を迫るほか、消費者に断るすきを与えず勝手に薬を置いて立ち去るケースもあります。また、返却を申し出ても薬をなかなか引き取ってもらえなかったり、定期訪問のときに高額な健康食品を売りつけられたりするトラブルもあります。

配置薬は、業者から薬を預かり、次回の来訪時に使った分だけ支払う仕組みです。自分の判断で薬を処分しないようにしましょう。できれば玄関のドアを開けずに対応し、必要なければ断りましょう。意に反して預かることになって、速やかに引き取りを申し出ましょう。心配なときは、消費生活センターに相談してください。(国民生活センター発行「見守り新鮮情報」200号より)

年金のはなし

No.188

国民年金の保険料額が変わります

問い合わせ 広島西年金事務所 ☎082-23274171・市民課 ☎2142

平成24年度は14,980円

平成24年度の保険料額は、平成23年度の額から40円引き下げられました。納め忘れを防ぐためにも、便利な口座振替を利用してください。

20歳になった学生の皆さんへ

収入が少なく保険料の納付が困難な学生は、在学中の保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。保険料が未納になっていると、病気やけがで重い障害が残ったとき、障害年金が受け取れないことがあります。しかし、学生納付特例が承認された期間は、障害年金の受給資格要件に含まれますので、保険料の納付が困難な場合は、必ず学生納付特例を申請しましょう。

対象

- 大学、短期大学、大学院、高等学校、専修学校、1年以上の修学課程のある各種学校(夜間、定時制、通信課程も含まれます)

申請場所

- 住民票を登録している市町村役場などの国民年金担当窓口
- 在学する大学などの窓口(学生納付特例事務法人の指定受けている場合)

申請に必要なもの

- 年金手帳(基礎年金番号が確認できる書類)
- 学生証または在学証明書(写し可)
- 印鑑

障害福祉のごびり

No.37

視覚障害者のための音訳

問い合わせ 福祉課 ☎2146

音訳は、視覚障害者が情報を得るための重要な役割を担っています。今まではカセットテープを使っていましたが、4月1日からCDになります。このことにより、カセットテープの早送りや巻き戻しで聞きたい場所を探す効率の悪さが解消します。さらに音訳図書は、ページや目次で読みたいところを開いて利用できます。

市は、音訳グループ「あけぼの」の協力を得て、視覚障害者に広報やごみカレンダーなどの音訳テープの配付を行っています。また、視覚障害者で一定条件を満たす方に対して、CDの再生機器を日常生活用具として支給することができます。ぜひ、音訳サービスをご利用ください。



音訳作業のようす。